

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止)

第11条 施設管理者は、第9条第2項の規定により分煙の措置を講じ、又は前条の規定により喫煙所を設けたときは、当該分煙の措置により設けられた喫煙区域又は当該喫煙所から喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない。その管理する公共的施設における公共的空間以外の区域が喫煙禁止区域に隣接する場合の当該公共的空間以外の区域についても、同様とする。

「施行規則」

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置)

第4条 条例第11条に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する措置又は当該措置と同等以上の効果を有する措置とする。

- (1) 喫煙区域又は喫煙所と喫煙禁止区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けること。
- (2) 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において喫煙禁止区域から喫煙区域又は喫煙所の方向に0.2メートル毎秒以上の気流を生じさせること。
- (3) 喫煙区域又は喫煙所に、当該喫煙区域又は喫煙所において発生したたばこの煙を屋外に排出することができる設備を設けること。

【趣旨】

本条の規定は、第9条第1項又は2項に定める措置によって設けられた喫煙禁止区域について、たばこの煙のない環境を実現するためには、その区域内でたばこの煙を発生させないことに加え、外部からのたばこの煙の流入も防止する必要があることから、喫煙区域又は喫煙所を設けた公共的施設の施設管理者に対して、これらの喫煙できる環境からたばこの煙が流出することのないよう、規則で定める必要な措置を講じることを義務付けるとともに（本条前段）、あわせて、本条例の対象区域とはならない専用事務室等（第2条第2号かっこ書）からの流出防止のための措置も義務付けるものである（本条後段）。

【解説】

たばこの煙は環境中に拡散することから、喫煙禁止区域を設け、そこでの喫煙を禁止したとしても、それだけでは、たばこの煙のない環境を実現することはできないので、隣接する区域のすべてからのたばこの煙の流入も防止しなければならないこととなる。

このため、本条では、分煙の措置によって設けられた喫煙区域（第9条第2項）と喫煙所（第10条）（以下これらの区域を総称して「条例設置の喫煙環境」という。）のみならず、本条例の規制対象区域とはならない専用事務室等（第2条第2号かっこ書）を含む公共的施設内のすべての喫煙できる環境から喫煙禁止区域へとたばこの煙を流出させないように、これらの隣接区域の施設管理者に対して、必要な措置を講ずることを義務付けることとしたものである。

なお、条例上、「あらゆる喫煙禁止区域への流出を防止する」旨の明示は無いが、分煙基準では、後述のとおり、「発生したすべてのたばこの煙を屋外に排気すること」となっているため、他の施設管理者が管理する喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出防止は担保されている。

次に、規則で定める措置とは以下のとおりである。

- (1) 喫煙区域または喫煙所と喫煙禁止区域との境界に開口部分が無い場合の措置（規則第4条第1号、第3号）

喫煙区域または喫煙所と喫煙禁止区域との境界に常時開放された開口部分が無い場合、喫煙禁止区域にたばこの煙が流出しないと考えられるため、以下の①、②の要件を満たすこと

で、分煙の措置と認められる。

なお、仕切りにドアや扉があっても、出入りのとき以外、常時閉めて使っている場合には、たばこの煙が外に流れ出ないため、開口部分とはみなさない。また、仕切りのドアに設けられた「がらり」やアンダーカットなど、喫煙区域または喫煙所の換気のために設けられた給気口についても、開口部分とはみなさない。

① 仕切りの設置（第1号）

喫煙区域または喫煙所と喫煙禁止区域との境界に仕切りを設けなくてはならない。

これは、仕切りを設けることで、喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防ぐと同時に、施設利用者が喫煙区域や喫煙所と喫煙禁止区域を明確に判別できるようにするためである。そのため、ここでいう仕切りとは、建物の構造の一部としての壁のほか、空間を分けるための間仕切り（パーティション、障子、襖など、たばこの煙を通さない構造・材質）を指す。

なお、複数階を使用している第2種施設が、上階を喫煙区域、下階を喫煙禁止区域とした場合、たばこの煙が通常、上昇するものであることを考慮して、床・天井を仕切りとみなすことができる。その際、階段室に開口部分があるかどうかは問わない。

② 排気設備の設置（第3号）

喫煙区域または喫煙所の中に、発生したたばこの煙を喫煙禁止区域へ流出させず、全て屋外に排気するような、排気設備を設けなくてはならない。全て屋外に排気するのは、空調によるたばこの煙への二次的曝露や、他の施設管理者の管理する喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するためである。

具体的には換気扇や天井扇があるが、空気清浄機は、たばこの煙に含まれる有害なガス状成分を除去できないため、ここでいう排気設備には当たらない。

効果的にたばこの煙を排気する方法としては、排気設備を喫煙区域や喫煙所の出入口と対面になるように設置すること、たばこの煙が拡散する前に排出できるように設置することが挙げられる。また、定期的にメンテナンスを行うことや、排気設備の屋外側にカバー（ウェザーカバー）を設置することにより、排気能力の維持を図ることができる。

なお、排気設備は、喫煙区域または喫煙所に利用者がいる間は常に稼動していなくてはならない。

(2) 喫煙区域または喫煙所と喫煙禁止区域との境界に常時開放された開口部分がある場合の措置（規則第4条第1号、第2号、第3号）

喫煙区域または喫煙所と喫煙禁止区域との境界に常時開放された開口部分がある場合、開口部分を通してたばこの煙が喫煙禁止区域に流れ出てしまうため、上記の仕切りや排気設備の設置に加え、喫煙禁止区域から喫煙区域または喫煙所の方向に気流を生じさせる必要がある。

なお、仕切りにドアや扉が設置されていても、普段から開け放して使う場合には、「常時開放された開口部分がある場合」となる。

① 仕切りの設置（第1号）

開口部分のある仕切りとは、垂壁や袖壁、天井まで届いていないパーティション等の間仕切り、欄間などがある。

② 排気設備の設置（第3号）

(1) ②に加えて、開口部分を通してたばこの煙が喫煙禁止区域に流出しないよう、一定の排気風量が必要となる（詳細は③にて説明）。

③ 空気の流れ（第2号）

開口部分において、喫煙禁止区域から喫煙区域または喫煙所の方向に、毎秒0.2メートル以上の気流を生じさせなければならない。

なお、毎秒0.2メートル以上の気流を確認するためのめやすは以下のとおりである。

仮に、隣接する喫煙禁止区域に排気設備が無く、また、喫煙区域または喫煙所に外気の給気口が無い場合、開口部分の面積0.1平方メートルごとに、毎時72立方メートル以上の排気能力を備え、開口部分において、喫煙禁止区域から喫煙区域または喫煙所の方向に気流を生じさせる排気設備を設置することで、毎秒0.2メートル以上の気流を生じさせることができることとなる。

*開口面積と排気風量の対応表

開口面積(m ²)	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
排気風量(m ³ /h)	360	720	1,080	1,440	1,800	2,160	2,520	2,880	3,240	3,600

例えば、開口面積が2.0m²の場合、毎時1,440m³の排気風量をもつ排気設備を設置することで、毎秒0.2メートル以上の気流を生じさせることができることとなる。この場合、羽の直径が25cmの換気扇1台の排気風量が毎時700m³から900m³であるため、かかる換気扇を2台設置することがめやすとなる。

なお、仕切りにある開口部分の面積を、のれん、ロールスクリーン、エアカーテンなどで狭めることで、必要な排気風量を減らすことができる。これは、仕切りにある開口部分が小さくなると、気流が速くなり、喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出をより防ぐことができるためである。

例えば、開口面積が2.0m²の場合、上記のとおり、羽の直径が25cmの換気扇を2台設置する必要があるが、のれん等で開口面積を半分に狭めた場合、設置する換気扇は1台で済むことになる。

(3) 規則に定める措置と同等以上の効果を有する措置

今後、技術の進歩によって、規則には無い、新たなたばこの煙の流出を防ぐ措置ができる可能性がある。かかる措置については、下記のとおり、「仕切り」「排気設備」「空気の流れ」等について同条の各号で定める措置と同等以上の効果が認められれば、本要件を満たしたことになる。

- ・物理的な仕切りがなくても、たばこの煙を遮断できる装置やシステム
- ・換気扇等の排気設備がなくても、たばこの煙の有害物質（ニコチン、一酸化炭素等）を除去できる装置やシステム
- ・開口部分に空気の流れがなくても、喫煙禁止区域にたばこの煙の流出を防止できる装置やシステム
- ・その他、これらのいずれの方法にもよらずに受動喫煙を防止できる装置やシステム

そして、これらの措置のたばこの煙の流出防止効果は、厚生労働省が定めた分煙効果判定基準に基づいて、検証することとなる。

厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）抜粋

● 判定条件1（受動喫煙を防止する）の場合

1) 屋内における有効な分煙の条件

- (1) 喫煙場所から非喫煙場所に環境たばこ煙成分（粒子状物質及びガス状物質）が漏れ出ないこと（非喫煙者の受動喫煙防止）
- (2) 喫煙場所における空気環境を良好な状態に保つこと（喫煙者の受動喫煙の軽減）
 - a 屋外への排気装置による喫煙場所の場合
 - (a) 喫煙場所と非喫煙場所との境界における分煙効果の判定基準
 - (1) デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し、漏れ状態を確認すること。すなわち非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと（強制排気の場合はガス状物質も粒子状物質と同様に排気されるので、粒子状物質の測定のみで代表できる）
 - (2) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2 m/s以上）があること

また、本条後段の「その管理する公共的施設における公共的空間以外の区域」とは、本条前段の施設管理者が管理する「公共的空間以外の区域」、すなわち、本条例において公共的空間の範囲から除いている「居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域」（第2条第2号かつこ書）をいうものであるから、当該施設管理者は、喫煙できる環境にある専用事務室等（例えば、飲食店における厨房、帳場、従業員の更衣室・休憩室や、店舗住宅併用型の商店における住居部分等）と隣接する喫煙禁止区域との境界においても、たばこの煙の喫煙禁止区域への流出を防止するため、条例設置の喫煙環境と同様に、規則で定める必要な措置を講じなければならない。

もっとも、施設管理者が、その管理権の行使により喫煙を禁止している場合など、専用事務室等が喫煙できる環境になれば、こうした措置を講ずる必要はないのであるが、これを逆にいえば、たばこの煙の流出を防止のための措置を講じない限りは、施設管理者は、その管理する公共的施設内で、喫煙禁止区域に隣接する専用事務室等を事実上禁煙としなければならない。

そして、公共的施設の敷地も、「公共的空間以外の区域」ということができるが、本条後段の規定では、「公共的施設における」として、その範囲を限定していることから、施設管理者は、屋外（ただし、屋外のテラス等について公共的施設の一部として認識されることはあり得る。）からのたばこの煙の流入を防止のための措置を講ずる義務までも負うものではない。

なお、本条に違反した施設管理者は、指導・勧告の対象となり（第17条）、この勧告に従わない場合は、その違反事実等の公表及び命令の対象となり（第18条及び第19条）、さらに、この命令に従わない場合は、罰則（5万円以下の過料）が適用される。（第23条第1項第2号）